お客様各位

京都信用金庫

京信カードローンカード規定改定のお知らせ

平素より京都信用金庫をご利用いただきありがとうございます。 当金庫は、「京信カードローンカード規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 規定の改定日

2024年12月6日(金)

2. 改定する規定

たします。

・京信カードローンカード規定

3. 改定内容(改定部分を下線表示)

改定前

第1条 (ローンカードの発行)

1.各種カードローン契約に基づき、当金庫は 当座貸越専用口座(以下「カードローンロ 座」といいます。)および当座貸越元利金返 済用預金口座(以下「返済口座」といいま す。)について利用できる、京信キャッシュ カード【カードローン用】または京信当座キャッシュカード【カードローン用】(以下これらを「ローンカード」といいます。)を発 行いたします。

2.京信キャッシュカード【カードローン用】 は返済口座が普通預金(総合口座取引の普 通預金のほか利息を付さない旨の約定のあ る普通預金を含みます。)の場合に、<u>または</u> 京信当座キャッシュカード【カードローン 用】は返済口座が当座預金の場合に発行い 改定後

第1条 (ローンカードの発行)

1.各種カードローン契約に基づき、当金庫は 当座貸越専用口座(以下「カードローンロ 座」といいます。)および当座貸越元利金返 済用預金口座(以下「返済口座」といいま す。)について利用できる、京信キャッシュ カード【カードローン用】(以下「ローンカ ード」といいます。)を発行いたします。

2.京信キャッシュカード【カードローン用】 は返済口座が普通預金(総合口座取引の普 通預金のほか利息を付さない旨の約定のあ る普通預金を含みます。)の場合に、発行い たします。

以上